

# ○所得税法

平成一九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二八・六・三法六  
三) 附則一条三号(平成二九・四・一施行)

(定義)

第二条①(柱書略)

一三三三の二(略)

三十四 扶養親族(居住者の親族(その居住者の配偶者を除く)並びに児童福祉法(昭和十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号(都道府県の採るべき措置)の規定により同法第六条の四第一項(定義)に規定する単親に委託された児童及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第十一条第一項第三号(市町村の採るべき措置)の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人)でその居住者と生計を一にするもの(第五十七条第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く)のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者という。

三十四の二四四八(略)

②(略)